

議案第 4 1 号

北九州市立高等学校におけるスクール・ミッションの策定について
令和 5 年度以降の北九州市立高等学校におけるスクール・ミッションを次の
とおり定める。

令和 5 年 3 月 3 0 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等により、高等
学校の設置者においては、設置する高等学校に期待される社会的役割や教育
理念（スクール・ミッション）を策定することが求められているので、この
案を提出する。

令和5年度以降の北九州市立高等学校におけるスクール・ミッション

●スクール・ミッション

市内唯一の「市立」高等学校の強みである北九州市のリソースを活用して、「産・官・学・民」と連携・協働しながら、絶えず変化する未来の社会や世界をけん引する若者を育成します。

このミッションを踏まえて、北九州市立高等学校においては、令和5年度中に三つの方針（①育成を目指す資質・能力（グラデュエーション・ポリシー）、②教育課程の編成及び実施にかかる方針（カリキュラム・ポリシー）、③入学者の受入れにかかる方針（アドミッション・ポリシー））を策定して公表する予定。

スクール・ポリシー（高等学校において策定・公表）

卒業

入学

- **グラデュエーション・ポリシー**
育成を目指す資質・能力に関する方針
- **カリキュラム・ポリシー**
教育課程の編成及び実施に関する方針
- **アドミッション・ポリシー**
入学者の受入れに関する方針

スクール・ミッション（教育委員会等の設置者）

各高等学校の存在意義、社会的役割、教育理念、目指す学校像などを再定義

参考 関係通知等

(1) 高等学校に期待される社会的役割及び教育理念の再定義（スクール・ミッション）

令和3年3月31日付け2文科初第2124号通知

「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」（抄）

第2 留意事項

1 高等学校に期待される社会的役割等の再定義及び三つの方針の策定・公表について

- (1) 各設置者においては、その設置する高等学校が三つの方針を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆる「スクール・ミッション」。）を再定義することが望まれること。

(2) 学校教育法施行規則

（高等学校が策定する三つの方針（スクール・ポリシー）について）

第103条の2

高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針